破産手続廃止

平成２０年（フ）第８２３２号
大阪府池田市旭丘２丁目４番17号
破産者　株式会社タカギアスペクト
１　決定年月日　平成21年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５３１号
金沢市新神田１丁目５番11号
破産者　遠山　周司
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５３２号
金沢市神田２丁目３番21号
破産者　有限会社司総研
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５３３号
金沢市神田２丁目３番21号
破産者　株式会社竪町地所
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１２３０号
福岡市中央区大名２丁目４番22号新日本ビル５階
破産者　ジャパン・トータルシステム株式会社
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２５７４号
福岡市早良区原２丁目９番20―207号
破産者　有限会社志垣木材
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９号
福岡市博多区豊１丁目９番18号
破産者　株式会社ナガシマ
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１２号
茨城県日立市諏訪町４丁目36番13号
破産者　有限会社文化建設
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第７９９号
栃木県宇都宮市屋板町字エビノコ656番地３
破産者　株式会社ロードメイツ
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１６４号
長野県飯田市上郷飯沼1444番地３
破産者　株式会社白子家具センター
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１４３号
三重県津市南新町３番14号　宝荘アパートＣ号、前住所三重県津市大門31番30号
破産者　畑中キヌ子
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８号
長崎県平戸市田平町一関免401番地６
破産者　有限会社小川産業
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２０年（フ）第２４号
鹿児島県出水市高尾野町下水流908番地７
破産者　有限会社尾ノ上建設
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２０年（フ）第４５号
岐阜県下呂市湯之島字松葉181番地
破産者　株式会社ホテル山水
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成１９年（フ）第６８号
島根県出雲市平田町831番地１
破産者　石橋酒造有限会社
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第６８９号
宮崎市大字田吉4968番地10
破産者　有限会社川越開発
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５４号
宮崎市吉村町図公甲1789番地13
破産者　有限会社かんばんすたぢお
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３７号
宮崎市中村東１丁目４番25号
破産者　有限会社神中謹弘堂
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５号
群馬県利根郡片品村大字戸倉596番地
破産者　萩原　　清
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２０年（フ）第５４９号
金沢市米丸町157番地
破産者　松田加代子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４５号
石川県白山市専福寺町207番地11
破産者　若野　裕子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所